区長コラム　ずっと もっと めぐろ

目黒区長　青木英二

　皆さん、こんにちは。区長の青木英二です。
　先月23日、気象庁の異常気象分析検討会から、6月後半から7月初めにかけての猛暑が「異常な状態だった」という見解が示されました。この時期を振り返ると、全国24地点で観測史上最高気温を記録したほか、東京でも過去最長となる9日間連続の猛暑日を記録しました。原因は、「日本付近上空のジェット気流が北へ蛇行し、そこに強い勢力の太平洋高気圧が張り出すなどしてきたため」ということのようですが、検討会は、地球温暖化による気温の上昇傾向を受け、大気中の水蒸気が増えてきたことが大雨増加の背景にある、という可能性も指摘しました。
　ここにきて猛暑も一服感が出てきましたが、まだまだ残暑が予想されます。熱中症や夏バテなどに気を付けるとともに、地球温暖化問題についても思いを馳せてみてはいかがでしょうか。区では温暖化対策の一つとして、2050年のゼロカーボンシティ（※）実現に向けた取り組みを進めていますが、小さなことでもいいので、具体的な対策や取り組みを始める、あるいはできることを増やしていく、今年の異常気象をそういったきっかけの一つにしていっていただければと思います。
　一方、新型コロナウイルス感染拡大の第7波と向かい合ってきた今年の夏ですが、全国的に感染者数の水準は依然として高く、医療体制のひっ迫も続いています。行動制限が敷かれていない中、基本的な感染対策の重要性は一層高まっていますので、引き続きの徹底をお願いさせていただきたいと思います。
　また、現在の感染状況や医療体制の状況などを踏まえまして、9月4日に中目黒小学校で開催を予定していた令和4年度総合防災訓練を中止とさせていただきます。今後、時期を変更した上で、区職員や一部関係機関の皆さんを対象とした訓練の実施を検討していきますが、首都直下地震など自然災害はコロナ禍と関係なくやってきます。区としては、当然のことながら常に十分警戒しながら防災対策を進めていますが、9月1日の防災の日を契機に、ご家庭の防災対策についてチェックや見直しをぜひお願いいたします。
　そして、今回の区報の特集は「ひと工夫」でできる防災対策です。記事でも言及されているとおり、阪神・淡路大震災では、亡くなられたかたの約8割が、倒壊した建物や家具の下敷きとなったことによる、圧死・窒息死でした。今回の記事は屋内防災に焦点を当てていますので、ご自宅における「ひと工夫」についてご確認いただくとともに、ご自身やご家族の身を守るためにも、ぜひ実践をお願いしたいと思います。
　最後になりますが、区報12面では「第2回 めぐろ生活応援券」のお申し込みについて紹介しています。申込期間は9月30日までとなっていますので、対象となるかたはふるってご応募ください。

※2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す地方自治体

手続案内サービスを開始しました
出生・おくやみの手続きの際にご利用ください

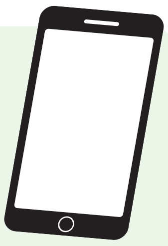

問DX戦略課（☎5722−9245、FAX5721−7810）

LINEのメニュー画面

　パソコンやスマートフォンの案内ページから簡単な質問に答えるだけで、出生とおくやみ（死亡）に関する手続きや、必要な持ち物などをまとめてご案内するサービスです。複数に渡る必要な手続きを、一覧で把握することができる便利な機能です。
　区公式LINE（コード❶）のメニューに追加した「出生・おくやみ手続案内サービス」、または手続案内サービスHP（コード❷）からご利用になれます。

❶　❷

ホームページ画面

▲簡単な質問に答えると、必要な手続きと持ち物を確認できます

子

生活福祉資金貸付制度「教育支援資金」
高校・大学などの入学金や学費の資金をお貸しします

無利子

問目黒区社会福祉協議会（☎3711−4995、FAX3719−8715）

　目黒区社会福祉協議会は、低所得世帯、障害があるかたや介護が必要な高齢者がいる世帯などに、資金の貸し付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度を設けています。
　教育支援資金はその一つで、進学や修学の継続を支援する制度です。申し込みから資金交付まで約1カ月かかります。支払い時期を確認のうえ、早めにご相談ください。申し込み方法など詳細は、お問い合わせください。

●貸付限度額

種類	高等学校・専修学校（高等課程）	高等専門学校	短期大学・専門職短大・専修学校（専門課程）	大学・専門職大学
教育支援費（月額）	3万5,000円	6万円	6万円	6万5,000円
	学費の範囲内。 月額の1.5倍の額まで貸し付けができる場合あり			
就学支度費	50万円（入学金の範囲内）			

※納付済みの学費・入学金は貸し付け対象外

●返済期間

14年以内（卒業後、6カ月以内の据え置き期間を経て返済開始）

●要件

①世帯の収入が基準以内（下表）
②区内に住民票がある
③世帯の収入で、卒業までの生計維持が可能な状況である
④貸し付けに際して、地域の民生児童委員による面接を受ける
⑤原則、修学者本人が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となる

収入基準月額（4年度）

2人世帯	27万2,000円以内
3人世帯	33万5,000円以内
4人世帯	38万5,000円以内
5人世帯	42万5,000円以内